

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）江畑盲池地区）を行うことについて平成28年11月11日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成28年12月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造